


平成25年7月29日


日本医療機器産業連合会
企業倫理委員会
委員長 新倉満孝

透明性ガイドラインのC. 原稿執筆料等の公開方法についてのご連絡

会員企業の皆様には、平成26年度（2014年度）からの透明性ガイドライン（「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」）に基づく企業活動における医療機関等への支払い資金の情報公開に向けて、鋭意準備を進められているところと存じます。

透明性ガイドラインの公開対象「C. 原稿執筆料等」につきましては、先行する日本製薬工業協会（以下「製薬協」）が、医療従事者との原稿執筆料等の公開に関する承諾にいたる経緯から、2段階方式（注）による公開方法もガイドラインの範囲として運用することを取り決めていることを踏まえ、医療従事者の混乱を避ける必要があることから製薬協と同様のガイドラインを策定している医機連としても、2段階方式の公開方法も取り入れることといたしました。

各会員企業で公開方法のあり方を検討される際には、透明性ガイドラインQ&A No. 7をご参考にしていただきたく、本通知をもってご連絡申し上げます。

（注）2段階方式

「C. 原稿執筆料等」のウェブ上等の公開方法を、1段階として、各項目の年間総額と支払い先の氏名、所属及び役職までとし、2段階として、件数と金額の個別開示は、閲覧など各社で指定する方法で開示する方式

・添付資料

「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」Q&A No. 7

以上